

# 幼児教育・保育の無償化にかかる区の取り組み

国・東京都・区の新しい支援により、子育て世帯の経済的負担を軽減し、新宿をより一層子育てしやすいまちにします。

## 無償化に伴う区独自の取り組み(10月以降)

※赤字の箇所が区独自施策です

保育園・  
子ども園

● **3歳～5歳児クラスの副食費を区が負担します** **105,261千円**

国が無償化の対象外としている食材料費について、保育園または子ども園(保育園機能)の3歳～5歳児クラスに通う子どもに係る副食費を区が負担します。(国が免除対象としている子どもは除く)

保育園・子ども園  
(保育園機能)  
3～5歳

➔

**10月以降**  
 保育料 無料(国無償化)  
 副食費 無料(区無償化)  
※副食費・主食費ともに区が負担するため無料

現行 保育料 (保護者負担)  
副食費 (保護者負担)

※副食費は保育料に含めて算定  
※主食費は区が負担しているため無料

● **区立子ども園の入園料を無償化します**

幼稚園

● **私立幼稚園の保育料補助金を拡充します** **31,432千円**

子ども・子育て支援新制度※に移行していない私立幼稚園園児の保護者負担軽減のため、国や都で設定している上限額(月額2万7,500円)に、区独自に上乗せを行い保育料月額3万2千円を上限に無償化します。

新制度移行幼稚園

➔

**10月以降**  
 国無償化により保育料が無料

新制度未移行幼稚園

➔

保育料 国無償化(月額2万5,700円)  
 都無償化(国に上乗せ月額1,800円)  
**区無償化(都に上乗せ月額4,500円)**  
 合計月額3万2,000円を上限に無料  
※子ども・子育て支援新制度...認定区分や保護者の所得に応じて保育料が設定される。

現行 保育料 月額最大2万5,700円(国の法令に基づく)

園が保育料を独自に設定できる

● **区立幼稚園の入園料を無償化します**

区立幼稚園については保育料だけではなく、入園料についても無償化します。

➔

**10月以降** 入園料 無料(区無償化)  
 保育料 無料(国無償化)

現行 入園料 最大1,500円(保護者負担)  
保育料 月額最大6,000円(保護者負担)

認可外  
保育施設

● **認証保育所や指導監督基準を満たす認可外保育施設の保育料助成月額を拡充します(都補助の活用)** **16,320千円**

**現行**  
 ・0歳～5歳児クラス  
(特別区民税所得割  
54万円未満)  
 月額4万円(上限)

➔

**10月以降**  
 保育の必要性の認定事由に該当する  
 ・3歳～5歳児クラス **月額5.7万円(上限)**  
 ・0歳～2歳児クラス **月額6.7万円(上限)**  
 (住民税非課税世帯)  
※国の無償化と区上乗せ分との合計額  
 ※3歳～5歳児クラスについては、国の無償化と同様、世帯収入による制限は行わない。  
 ※0歳～2歳児クラス(住民税課税世帯)のうち特別区民税所得割額54万円未満は、現行どおり月額4万円(上限)

※指導監督基準を満たす認可外保育施設は0歳～2歳児クラスのみ

発達  
支援

● **児童発達支援サービスの食材料費を区が負担します** **1,537千円**

児童発達支援サービスを利用している、**0歳～2歳までの住民税非課税世帯の障害児と、3歳から5歳までのすべての障害児に係る食材料費を区が負担します(区無償化)。**

## 多子世帯の負担軽減の拡充(10月以降) ★都補助の活用

● **保育園・子ども園等** **8,201千円**

**現行** 保育園・子ども園等に通う子どもを対象とした、国の多子世帯負担軽減事業(保育料を第2子半額、第3子以降無料)では、保育園・子ども園等を利用する未就学児(子ども園の幼稚園機能利用の場合は小学校3年生まで)のみを子どもの人数としてカウントしています(※)。  
※年収約360万円未満(区では約600万円以下)の世帯のみ、子どもの年齢の制約なく、兄弟姉妹の人数をカウントしています。

**10月以降** **世帯収入にかかわらず、就学以降の子どももカウントするとともに、兄弟姉妹が利用する対象施設に認可外保育施設も含める拡大を行います。**

● **認証保育所・指導監督基準を満たす認可外保育施設** **7,698千円**

**現行** 認証保育所を利用する、保育の必要性の認定事由に該当する子どもについて、第3子以降に該当する場合は、4万円に一定の金額を上乗せして助成  
※世帯収入により、兄弟姉妹の数え方を未就学児のみに制限しています。

**10月以降** 国の無償化の対象外である0歳～2歳児クラスの住民税課税世帯のうち、認証保育所・指導監督基準を満たす認可外保育施設を利用する、保育の必要性の認定事由に該当する子どもについて  
**第2子は、現行の4万円に1.4万円を上乗せし、合計5.4万円を助成**  
**第3子以降は、現行の4万円に2.7万円を上乗せし、合計6.7万円を助成**  
※兄弟姉妹の数え方は、これまでの制限をなくし、就学以降の子どももカウントします。

## 国による無償化の概要

※は保育の必要性の認定事由に該当することが要件

	保育料	食材料費 (3歳以上)
・3歳～5歳	認可保育所 ※	無償
	認定こども園(保育園機能) ※	無償
	認定こども園(幼稚園機能)	無償
・非課税世帯の0～2歳	幼稚園	無償 <small>新制度未移行園月額2.57万円まで無償</small>
	幼稚園等の預かり保育 ※	幼稚園等の利用に加え、 月額1.13万円まで無償
	認証保育所・認可外保育施設等 ※ (一時保育、定期利用保育、病児・病後児保育、ファミリーサポート事業を含む。)	月額3.7万円(3歳～5歳)又は 4.2万円(0～2歳)まで無償
就学前障害児の発達支援 <対象サービス> 児童発達支援(医療型・居宅訪問型含む) 保育所等訪問支援	無償	原則、保護者負担 <small>すべての3歳～5歳児 (住民税非課税世帯は0歳～2歳児を含めて従来より無償)</small>